

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 金銭 現金、預金、小切手、郵便為替証書その他金銭に代わるべき証書をいう。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(証券による収納)</p> <p>第30条 会計出納員及び現金取扱員は、納入義務者から収入金の納付のため次に掲げる証券で納付金額を超えないものの提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。</p> <p>(1) <u>小切手</u> 持参人払式又は所属長若しくは出納店等を受取人とする記名式の<u>もの</u>で次のアからウまでに掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>振出日付から起算して7日を超えないものであること</u>。</p> <p>(2) <u>郵便振替貯金払出証書</u> 所属長又は出納店等を受取人とするもので発行の日から50日を超えないもの</p> <p>(3) <u>郵便為替証書</u> 持参人払式又は所属長若しくは出納店等を受取人とするもので発行の日から50日を超えないもの</p> <p>(4) 国債又は地方債(利札を含む。) <u>無記名式のもので支払期日の到来しているもの</u></p> <p>2 <u>前項第4号の国債又は地方債の利札</u>が当該利札による利子支払の際課税されるものであるときは、当該利子から当該課税額に相当する金額を控除した金額をもって収納金額とする。</p> <p>3 会計出納員及び現金取扱員は、<u>第1項第1号に規定する小切手</u>であってもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>(小切手の償還等)</p> <p>第61条 会計出納員は、債権者から地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の9第2項の規定による支払の請</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 金銭 現金、預金証書、小切手その他金銭に代わるべき証書をいう。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(証券による収納)</p> <p>第30条 会計出納員及び現金取扱員は、納入義務者から収入金の納付のため次に掲げる証券で納付金額を超えないものの提示を受けたときは、当該証券を収納することができる。</p> <p>(1) 持参人払式又は所属長若しくは出納店等を受取人とする記名式の<u>小切手等</u>(地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。)で次のアからウまでに掲げる要件を備えたもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるものであること</u>。</p> <p>(2) 国債又は地方債(利札を含む。)のうち、<u>無記名式のもので支払期日の到来しているもの</u></p> <p>2 <u>前項第2号の国債又は地方債の利札</u>が当該利札による利子支払の際課税されるものであるときは、当該利子から当該課税額に相当する金額を控除した金額をもって収納金額とする。</p> <p>3 会計出納員及び現金取扱員は、<u>第1項第1号に掲げる証券</u>であってもその支払が確実にないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。</p> <p>(小切手の償還等)</p> <p>第61条 会計出納員は、債権者から地方公営企業法施行令第21条の9第2項の規定による支払の請求を受けたとき、及び小</p>

求を受けたとき、及び小切手の所持人から地方公営企業法施行令第21条の13の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払、又は償還すべきものと認めるときは、当該書類を添えて支出命令者に支出の手続を要求しなければならない。

(資金前渡)

第62条 地方公営企業法施行令第21条の5第1項第15号の規定に基づき資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。

(1)～(12) [略]

2・3 [略]

(固定資産の範囲)

第138条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、建物、器械、備品、車両、放射性同位元素、建設仮勘定及びその他有形固定資産をいう。ただし、器械、備品及び車両については、耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上のものとする。

(2)・(3) [略]

(契約保証金の免除)

第203条 契約当事者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)～(4) [略]

(5) 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6)～(11) [略]

(違約金)

第206条 契約当事者は契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年3.4パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。

2 [略]

別表第2 (第16条関係)

勘定科目区分表

切手の所持人から地方公営企業法施行令第21条の13の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払、又は償還すべきものと認めるときは、当該書類を添えて支出命令者に支出の手続を要求しなければならない。

(資金前渡)

第62条 地方公営企業法施行令第21条の5第1項第15号の規定に基づき資金を前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。

(1)～(12) [略]

(13) 保険料

(14) 口座振込手数料その他金融機関の手続きに要する経費

2・3 [略]

(固定資産の範囲)

第138条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産 土地、建物、器械、備品、車両、放射性同位元素、建設仮勘定及びその他有形固定資産をいう。ただし、器械、備品及び車両については、耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上のもの及び固定資産として管理することが適当なものとして局長が別に定めるものとする。

(2)・(3) [略]

(契約保証金の免除)

第203条 契約当事者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1)～(4) [略]

(5) 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6)～(11) [略]

(違約金)

第206条 契約当事者は契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年3.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。

2 [略]

別表第2 (第16条関係)

勘定科目区分表

資産

固定資産

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	備品		1,141	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の備品
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

別表第4 (第157条関係)

[略]

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
器具及び備品	医療器械	[略] 自動定着装置	[略] [略]
[略]	[略]	眼科用器械	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第7 (第177条関係)

[略]

1 所属別コード

病院名	コード
[略]	[略]
東和 "	[略]
<u>住田 "</u>	<u>24</u>
南光 "	[略]
[略]	[略]

2 診療センター別コード

診療センター名	コード
[略]	[略]
大迫 "	[略]
九戸 "	[略]
[略]	[略]

3・4 [略]

資産

固定資産

款	項	目	節	コード 番号	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	備品		1,141	耐用年数が1年以上であって取得価額が10万円以上の備品及び別に定める備品
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

別表第4 (第157条関係)

[略]

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
器具及び備品	医療器械	[略] 自動定着装置 <u>PET-CT装置</u>	[略] [略] <u>6</u>
[略]	[略]	眼科用器械	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第7 (第177条関係)

[略]

1 所属別コード

病院名	コード
[略]	[略]
東和 "	[略]
南光 "	[略]
[略]	[略]

2 診療センター別コード

診療センター名	コード
[略]	[略]
大迫 "	[略]
<u>住田 "</u>	<u>24</u>
九戸 "	[略]
[略]	[略]

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。